明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令（厚生労働八五）　一

〔規　則〕
○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（人事院一一―八―四九）　一

〔告　示〕
○立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀について（内閣三）　三
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（総務・農林水産・国土交通三）　三
○令和二年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件を廃止する件（厚生労働一八四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局一八八～一九〇）　五
○道路に関する件（四国地方整備局五五～六三）　六
○道路に関する件（北海道開発局九〇、九一）　七

〔国会事項〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一五）　七

〔人事異動〕
内閣　八
国家公安委員会　警察庁　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一五）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
労働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（九州運輸局最低賃金公示二）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
北朝鮮特定貨物の保管関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　九
特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二九
会社その他

## 省令

**○厚生労働省令第八十五号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　（令和二年における調査の中止）

第四条の規定にかかわらず、令和二年における国民生活基礎調査は、行わない。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## 規則

**人事院規則一一―八―四九**

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一一―八―四九**

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

**別表**（第四条関係）

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|---|---|---|
| 職員 | 年齢 | 職員 | 年齢 |
| 事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。） | 六十二年 | 事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。以下この表において同じ。） | 六十二年 |
| 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官 | | 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁をいう。以下この表において同じ。）の長官 | |
| （略） | | （略） | |
| 内閣審議官のうち、その職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの | | 内閣審議官のうち、その職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの | |